論点検討資料(住民投票)(案)

【条例素案 (たたき台)】

第〇節 市民参画

(住民投票)

- 第〇条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、 事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【市民委員会の提言】

- 3 市民主権と協働
 - 住民投票
 - ・市民は、市政の重要事項について、住民投票を請求することができます。
 - ・議会および市長は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に 反映させる必要があるときは、住民投票を実施することができます。
 - ・議会および市長は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果を踏まえ 行った政策的判断について、市民に対して説明します。
 - ・住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

【論 点】

- 1 非常設型と常設型
 - ・非常説型(個別設置型) 個別の案件ごとに、議会の議決を得て条例を制定し、住民投票を実施するもの。
 - ・常設型 あらかじめ住民投票の対象となる事項などを定めた条例が常設され、要件を満た せば、いつでも住民投票が実施できるもの。
- 2 住民投票の発議・請求
 - ・市長,議会,住民の発議・請求について規定するかどうか。
- 3 投票結果の取扱い
 - ・市長および議会は住民投票の結果を尊重することを規定する。

【条文比較表(住民投票)】

(条文比較表(住民投票)】					
	新潟市自治基本条例 (H20, 2, 22施行)	帯広市まちづくり基本条例 (H19, 4, 1施行)	丸亀市自治基本条例 (H18, 10, 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16, 12, 24施行)	豊中市自治基本条例 (H19, 4, 1施行)	大和市自治基本条例 (H17, 4, 1施行)
-		第4章 参画と共働	第7章 市民参画及び協働	第3章 市民の参加	第5章 市民投票	第8章 住民投票
	第3章 市政運営					
	第2節参画及び協働の仕組み	(住民投票)	(住民投票)	第3節 市民投票	(市民投票)	(住民投票)
	(住民投票)	第15条 市長は、市政に係る重要な		(市民投票の原則)	第30条 市内に住所を有する満1	第30条 市長は、市政に係る重要事
	第18条 市長は、市政に関し特に重		事項について、住民の意見を直接問	第19条 市長は、市政に関わる重要	8歳以上の者(外国人を含む。第3	項について、住民の意思を市政に反
	要な事案について、広く市民の意思		う必要があると認めたときは、住民	事項について、直接市民の意思を確		映するため、住民投票を実施するこ
	を把握するため、事案ごとに条例で	より、住民投票を実施することがで	投票を実施することができる。	認するため、議会の議決を経て、市	って市に重大な影響を及ぼすと考	とができる。
	定めるところにより住民投票を実	きます。	2 住民投票を実施しようとすると	民投票の制度を設けることができ	えられる事項に関し、その総数の6	2 市民、市議会及び市長は、住民投
	施することができます。	2 前項の条例は、それぞれの事案に	きは、対象事案に応じた条例を別に	る。	分の1以上の者の連署をもって,市	票の結果を尊重しなければならな
	2 議会及び市長は、住民投票の結果	応じ、住民投票に付すべき事項、投	定めるものとする。	2 市民投票に参加できる者の資格	長に対し市民投票の実施を請求す	UN.
	を尊重するものとします。	票の手続、投票資格要件その他住民	3 議員及び市長の選挙権を有する	その他の市民投票の実施に必要な	ることができる。	(住民投票の請求等)
		投票の実施に必要な事項を定める	住民は、法の定めるところにより、	事項は、それぞれの事案に応じ、別	2 市長は、前項の規定による請求が	
		ものとします。	その総数の50分の1以上の者の	に定める。ただし、投票資格者を定	あったときは、市民投票を実施しな	満 16 年以上の者は、市政に係る重
		3 議会及び市長は、前2項の定めに	連署をもって、前項に規定する条例	めるに当たっては、定住外国人や未	ければならない。	要事項について、その総数の3分
		より住民投票を実施した場合は、そ	の制定を請求することができる。	成年者の参加に十分配慮する。	3 市民投票の投票権を有する者は,	の1以上の者の連署をもって、そ
		の結果を尊重します。	4 議員は、市民の意見を直接問う必		市内に住所を有する満18歳以上	の代表者から市長に対して住民投
		の加来で等重しなす。	要があると認めたときは、法の定め	ては、市民投票結果の取扱いをあら	の者とする。	票の実施を請求することができる。
			るところにより、議員の定数の12	かじめ明らかにしなければならな		2 市議会は、市政に係る重要事項に
			分の1以上の者の賛成を得て、第2		果を尊重しなければならない。	ついて、議員の定数の12分の1
			項に規定する条例の制定を発議す	(市民投票の実施)	5 市民投票の実施に関する手続そ	以上の者の賛成を得て議員提案さ
			ることができる。	第20条 市長は、有権者がその総数		れ、かつ、出席議員の過半数の賛成
			5 市長及び議会は、住民投票の結果	の50分の1以上の者の連署をも	る。	により議決したときは、市長に対し
			を尊重しなければならない。	って、その代表者から市民投票に関		て住民投票の実施を請求すること
				する条例の制定の請求があり、当該		ができる。
				条例が議決されたときはこれを実		3 市長は、市政に係る重要事項につ
住民投票				施しなければならない。		いて、自ら住民投票を発議すること
投				2 市民投票は、投票者の総数が当該		ができる。
票				市民投票の投票資格者数の2分の		4 市長は、第1項又は第2項の規
				1に満たないときは成立しない。こ		定による請求があったときは、住民
				の場合において、開票作業その他の		投票を実施しなければならない。
				作業は行わないものとする。		5 住民投票の投票権を有する者は、
						本市に住所を有する年齢満16年
						以上の者とする。
						6 住民投票について必要な事項は、
						別に条例で定める。
						別に未例で定める。